

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	2 5 － 6	協定項目名	人権対策関係事業の取扱いについて	
調整方針	基本的人権の尊重は、新町のまちづくりの根幹をなすものであり、現行制度や関係法令との整合を図りつつ、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、事務事業の一元化を基本として次のとおり調整する。 1．人権尊重のまち宣言・人権尊重のまちづくり条例については、新町において調整し制定する。人権教育のための国連１０年町行動計画については、新町において調整し策定する。 2．人権尊重のまちづくり審議会、人権推進（同和対策）本部会については、新町において再編する。人権擁護委員については、現行どおり新町に引き継ぎ、人権擁護推進員については、新町に引き継ぎ調整する。 3．人権相談については、新町において現行の相談業務が実施できるよう調整する。 4．啓発事業については、合併時までに調整する。 5．企業啓発については、現行どおり新町に引き継ぐ。 6．隣保事業については、現行どおりとする。 7．人権教育関係事業については、合併時までに調整し、新町において再編する。 8．男女共同参画推進事業については、新町において推進計画を策定し、事業の推進に努める。			
秦荘町および愛知川町の現況			調整の具体的な内容	
項 目	秦荘町	愛知川町		
1．人権擁護の推進 (宣言、条例、計画)	○人権尊重のまち宣言（平成７年６月） ○人権尊重のまちづくり条例（平成９年６月）	○人権尊重のまち宣言（平成７年３月） ○人権尊重のまちづくり条例（平成９年４月）	新町において調整し制定する。	
	○人権尊重のまちづくり実施計画 「すべての人の人権が尊重されるまちづくり」 ・あらゆる場を通じた人権教育の推進 ・重要課題への対応 同和問題 女性の人権 子どもの人権 高齢者の人権 障害者の人権 外国人の人権	○人権教育のための国連１０年愛知川町行動計画 （目標年：平成１６年） 「すべての人の人権が尊重されるまちづくり」 ・あらゆる場を通じた人権教育の推進 ・重要課題への対応 同和問題 女性の人権 子どもの人権 高齢者の人権 障害者の人権 外国人の人権	新町において調整し策定する。	
2．人権・同和対策の推進	○人権尊重のまちづくり審議会	○人権尊重のまちづくり審議会	新町において再編する。	
	○人権推進（同和対策）本部会 ・人権・同和行政に関する総合施策の樹立 ・人権・同和行政の総合調整	○同和対策本部会 ・人権・同和行政に関する総合施策の樹立 ・人権・同和行政の総合調整		
	○人権擁護委員 ３人（法務大臣委嘱）	○人権擁護委員 ３人（法務大臣委嘱）	現行どおり新町に引き継ぐ。 （国の制度であり新町において再編する）	
	○人権擁護推進員 ６人（町委嘱） ・人権擁護委員活動への協力	○人権擁護推進員 ７人（町委嘱） ・人権擁護委員活動への協力	新町に引き継ぎ調整する。 （県の制度であり新町において再編する）	

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	2 5 － 6	協定項目名	人権対策関係事業の取扱いについて
--------	---------	-------	------------------

秦荘町および愛知川町の現況			調整の具体的な内容
項 目	秦荘町	愛知川町	
3．人権相談	○毎月2回役場、公民館、総合センターにおいて相談所を開設	○毎月1回（第3水曜日）福祉総合センターにおいて相談所を開設	新町において現行の相談業務が実施できるよう調整する。
4．啓発事業	○同和問題啓発強調月間（9月）の取り組み ・街頭啓発 ・横断幕の設置 ・町広報誌による啓発 ・広報車による啓発 ・のぼり旗の設置 ○啓発広報誌の発行 なし ○町広報誌啓発 ・シリーズ「前進」	○同和問題啓発強調月間（9月）の取り組み ・街頭啓発 ・横断幕の設置 ・啓発資材の全戸配布 ・広報車による啓発 ・のぼり旗の設置 ○啓発広報誌の発行 ・啓発広報誌「心」の発行（年4回、全戸配布） ○町広報誌啓発 ・シリーズ「人権問題」	合併時まで調整する。
5．企業啓発	○企業内同和問題推進事業 ・窓口担当者設置企業数 30社 ・企業訪問による啓発活動（上記30社） 啓発資材の配布、講師派遣、啓発リーフレットの配布 ・企業研修の開催 事業主、窓口担当者研修会 愛知郡新入社員研修会 町、県等主催研修会参加促進 ・啓発推進班員 14人	○企業内同和問題推進事業 ・窓口担当者設置企業数 61社 ・企業訪問による啓発活動（上記61社） 啓発資材の配布、講師派遣、啓発リーフレットの配布 ・企業研修の開催 事業主、窓口担当者研修会 愛知郡新入社員研修会 町、県等主催研修会参加促進 ・啓発推進班員 41人	現行どおり新町に引き継ぐ。
6．隣保事業	○各種相談事業等 ・職業相談 ・生活相談（教育・環境・福祉・人権等） ・自治・各種団体支援活動 自治会、子ども会、中学校PTA、女性会、老人会	○各種相談事業等 ・職業相談 ・生活相談（教育・環境・福祉・人権等） ・自治・各種団体支援活動 自治会、子ども会、婦人会、老人会 青年会 等 ・コミュニティづくり推進委員会	現行どおりとする。

秦莊町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	25-6	協定項目名	人権対策関係事業の取扱いについて
--------	------	-------	------------------

秦荘町および愛知川町の現況			調整の具体的な内容
項 目	秦荘町	愛知川町	
	○地域交流事業 ・ふれあい文化祭 ・ぶどうのなるむらづくり事業 ・ふれあい交流サロン ・ 〃 ゲートボール大会 ・ 〃 グラウンドゴルフ大会 ・小学生カロム大会 ・学習会、講習会の開催	○地域交流事業 ・交流夏祭り大会 ・〃 ふれあい太鼓の集い ・ふれあいせせらぎ交流会 ・文化祭 ・グラウンドゴルフ大会 ・ゲートボール大会 ・ふれあい交流バス旅行 等	現行どおりとする。
	○各種教養講座 ・生花教室 ・手芸教室 ・手編み教室 ・夜間習字教室 ・大正琴教室 ・成人習字教室	○各種教養講座 ・生花教室 ・茶道教室 ・びん細工手まり教室 ・社交ダンス教室 ・カラオケ教室 ・ＩＴ教室 等	現行どおりとする。
	○家庭教育学級 （社会教育事業で対応）	○家庭教育学級 ・近隣地区の乳幼児・つくし保育園の園児とその保護者を対象に実施。	現行どおりとする。
	○教育総合推進事業 ・自主活動学級 ・珠算教室 ・習字教室 ・遊びの教室 ・夏休みふれあい教室	○教育総合推進事業 ・勉強会、学習会 ・習字教室 ・英語教室 ・自主活動学級 ・教育懇談会 等	現行どおりとする。
	○地域福祉事業 ・保健衛生活動 ・福祉活動 ・健康相談活動	○地域福祉事業 ・保健衛生活動 ・福祉活動 ・健康相談活動	現行どおりとする。
	○啓発・広報活動 ・人権・同和問題啓発広報紙の発行 広報紙「わかしお」発行（年６回） ・施設（会館・教育集会所・老人憩いの家・グラウンド）及び備品等の貸出し ・図書の閲覧と貸出し	○啓発・広報活動 ・人権・同和問題啓発広報紙の発行 広報紙「わかみや」発行（月１回） 広報紙「ほあい」発行 （月１回） ・施設（会館・教育集会所・老人憩いの家・グラウンド）及び備品等の貸出し ・図書の閲覧と貸出し	現行どおりとする。

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	2 5 － 6	協定項目名	人権対策関係事業の取扱いについて
--------	---------	-------	------------------

秦荘町および愛知川町の現況			調整の具体的な内容
項 目	秦荘町	愛知川町	
7. 人権教育関係事業 (1) 人権・同和教育の推進	【教育行政重点施策】より抜粋 「部落問題をはじめとするあらゆる差別の解消をめざし、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現のため、広く人々の人権問題に対する理解と認識を深めることに努める。」 ・ 同和教育推進協議会の機能の強化 ・ 同和问题学習講座の開催 ・ 人権問題実践講座の開催 ・ 同和问题組別懇談会の開催 (28 集落 年 1 回) ・ 心を結びあうふるさとづくり事業の人権擁護事業の推進 ・ 社会教育関係団体の研修推進 ・ 人権をまもる町民 500 人のつどいの開催 ・ 人権尊重をめざす女性のつどいの開催 ・ 人権尊重をめざす青年集会の開催 ・ 交流活動の推進 ・ 生涯学習講座研修の推進 老人大学講座 秋桜学級 家庭教育学級	【社会教育計画主要施策】より抜粋 「町民一人ひとりが互いに人として認め合い、誰もが幸せに生きていくことのできる社会づくりが大切であることから、同和问题をはじめあらゆる人権問題の解決に向けた学習を展開し、人権意識を高めるための取り組みを展開する。」 ・ 同和教育推進協議会の機能の強化 ・ 地区同和教育推進協議会の機能の強化 ・ 同和问题研修講座の開催 ・ 草の根人権学習講座の開催 ・ 組別・地区別懇談会及び交流会の開催 (20 集落 基本的に年 1 回) ・ 社会教育関係団体の研修推進 ・ 人権を考える町民のつどいの開催 ・ 部落解放をめざす青年女性のつどいの開催 ・ 交流活動の推進 ・ 生涯学習講座研修の推進 高齢学級講座 家庭教育学級	合併時まで調整し、新町において再編する。

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	2 5 - 6	協定項目名	人権対策関係事業の取扱いについて
--------	---------	-------	------------------

秦荘町および愛知川町の現況			調整の具体的な内容
項 目	秦荘町	愛知川町	
(2) 啓発組織体制	・ 社会同和教育指導員の設置 1 人設置 ・ 町同和教育推進協議会 会員約 170 人 - 人権擁護部会 - 社会同和教育部会 - 社会同和教育推進員部会 - 企業内同和教育部会 - 学校同和教育部会 ・ 社会同和教育推進員 32 人 100 世帯未満・・・ 1 人 100 世帯以上・・・ 2 人 ・ 社会同和教育協力員 60 人 100 世帯未満・・・ 2 人 100 世帯以上・・・ 3 人 ・ 組別懇談会協力者 約 100 人 (同推協委員、町職員)	・ 社会同和教育指導員の設置 1 人設置 ・ 町同和教育推進協議会 会員約 400 人 - 人権擁護部会 - 団体推進部会 - 地域推進部会 - 企業事業所部会 - 学校関係部会 ・ 地区同和教育推進協議会 20 人 (各地区 1 人) ・ 社会同和教育推進員 30 人 ・ 地区同和教育推進協力員 54 人 (町職員)	合併時まで調整し、新町において再編する。
(3) 地域啓発	・ 啓発資料作成 冊子「みんなでひらく道」を発刊 町広報に『前進』を掲載	・ 啓発資料作成 同和・人権問題研修会の手引きを作成 町広報『シリーズ人権問題』を掲載 町同推協広報『あすへの道』を発刊 ・ 人権カレンダーの作成	合併時まで調整し、新町において再編する。

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	2 5 － 6	協定項目名	人権対策関係事業の取扱いについて
--------	---------	-------	------------------

秦荘町および愛知川町の現況				調整の具体的な内容																														
項 目	秦荘町		愛知川町																															
8．男女共同参画 推進事業																																		
(１) 計画の策定状 況	なし		なし	新町において策定し推進する。																														
(２) 女性の登用状 況	<table><tr><td></td><td>委員会等</td><td>審議会等</td></tr><tr><td>設置数</td><td>6</td><td>8</td></tr><tr><td>総委員数</td><td>3 6</td><td>1 0 9</td></tr><tr><td>うち女性委員数</td><td>2</td><td>3 1</td></tr><tr><td>女性委員の構成比</td><td>5．6％</td><td>2 8．4％</td></tr></table> 【H15／3／31 現在】			委員会等	審議会等	設置数	6	8	総委員数	3 6	1 0 9	うち女性委員数	2	3 1	女性委員の構成比	5．6％	2 8．4％	<table><tr><td></td><td>委員会等</td><td>審議会等</td></tr><tr><td>設置数</td><td>6</td><td>1 5</td></tr><tr><td>総委員数</td><td>3 8</td><td>1 7 3</td></tr><tr><td>うち女性委員数</td><td>1</td><td>3 1</td></tr><tr><td>女性委員の構成比</td><td>2．6％</td><td>1 7．9％</td></tr></table> 【H15／3／31 現在】		委員会等	審議会等	設置数	6	1 5	総委員数	3 8	1 7 3	うち女性委員数	1	3 1	女性委員の構成比	2．6％	1 7．9％	新町において男女共同参画の促進に努める。 参考 委員会等：地方自治法第 180 条の 5 に定める行政委員会 審議会等：地方自治法第 202 条の 3 に定める、法律・条例に基づく附属機関
	委員会等	審議会等																																
設置数	6	8																																
総委員数	3 6	1 0 9																																
うち女性委員数	2	3 1																																
女性委員の構成比	5．6％	2 8．4％																																
	委員会等	審議会等																																
設置数	6	1 5																																
総委員数	3 8	1 7 3																																
うち女性委員数	1	3 1																																
女性委員の構成比	2．6％	1 7．9％																																
(３) 推進体制	なし		【庁内組織】 ・愛知川町男女共同参画社会推進本部 (H12／9／1) 【庁外組織】 ・男女のパートナーシップを考える「かささぎの橋」	新町において整備する。																														
(４) 啓発	・広報誌、防災行政無線、のぼり旗での PR		・広報誌、防災行政無線での PR ・ちらし配布による街頭啓発 ・男女のパートナーシップを考える町民のつどい →町民を対象とした講演会、年 1 回 ・男の料理教室開催 →町内在住・在勤の男性を対象、年間 6 回	合併時まで調整する。																														
(５) 情報提供	・啓発ビデオの貸出し（視聴覚ライブラリー）		・啓発ビデオの貸出し（情報公開コーナー）	現行どおりとする。																														
(６) 相談事業	・女性の悩み相談 →毎月第 3 火曜日（1 時間× 3 名） →臨床心理士が対応		・女性の悩みカウンセリング事業 →毎月第 4 火曜日（1 時間× 3 名） →臨床心理士が対応	新町において現行の相談業務が実施できるよう調整する。																														